

議案第40号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月8日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8 号ア中「300 万円」を「320 万円」に改める。

第 10 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 13 号に規定する」を削る。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第 12 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 7 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア及び第 11 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (保険料)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>における保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,680円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれに</p>	<p>第1条～第6条 略 (保険料)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,680円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれに</p>	

も該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 98,580円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9)～(12) 略

2～4 略

第8条・第9条 略

(普通徴収の特例)

第10条 保険料の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

第11条～第23条 略

附 則

第1条～第11条 略

も該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 98,580円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9)～(12) 略

2～4 略

第8条・第9条 略

(普通徴収の特例)

第10条 保険料の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

第11条～第23条 略

附 則

第1条～第11条 略

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法

（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。